

沖縄県基地周辺住宅防音事業協力会

第35回 定例役員会 (2025年9月)

開催日	2025年9月10日 水曜日 10:00 ~ 11:00	場 所	バイオテクノロジー研究開発センター 第2会議室
出席者	☒ 会長：武山三郎 ☒ 事務局長：金城時男 ☒ 副会長：金城 (株)サポート21 ☒ 副会長：山口 (株)トライ建設 ☐ アトレ設計事務所 ☒ (株)大米工業 ☐ (株)一建設 ☒ (有)協生産業 ☒ DY企画(株) ☐ (株)沖縄豊和 ☐ パセオ建築設計室 ☐ (株)シンセイ ☒ (株)喜神サービス ☐ (株)JOSHIN ☒ (有)日の出電気		

議題 1 建具機能復旧工事 設計監理費の見直しについて進捗

7月までの状況として、当協会所属の設計会社13社に協力していただき作成した設計料資料を、本省へ提出。その後、本省より非所属事務所からも見積を取るよう指示がありました。それに対し「防音工事に慣れた会社の方が正確なのではないか」と返答。それから動きがない状態でした。

去る8/29(金)防衛局へ訪問し、課長・課長補佐と会話をしましたところ、8月中に島設計室を始め計3社に協力してもらい見積書作成、本省に提出済みでした。資料を頂くことは出来ませんでした。協力会と意見は同じ（大まかに当協会資料の中間程度の費用）だったことを確認しています。その後、本省から未だ回答・意見等の返答がないとのでした。継続して対応して貰っているそうなので、当会としては回答を待つしかないという状況です。

→全国への調査が入る可能性あり

(設計料に関する要請は、沖縄のみ行っている状況)

議題 2 住宅防音事業における居室一室の採択について

(別紙参照)

今回の審査より、「敷居、鴨居等の仕切がない防音工事未実施の居室においては、使用形態が異なる場合であっても、1室として扱うものとする」と条件が変わりました。ですが、建築基準法では形態が異なれば別部屋扱いになるうえ、沖縄県は県外と比べ区切りの無い家が多いため、本省へ同内容で問い合わせする予定となっています。早めに返事を頂きたいと伝えてはいるものの、今回の審査には間に合わないと思われるため、設計会社は各自判断して対応が必要になります。

議題 3 住宅防音事業の申込受付後 審査に至らない滞留世帯の解消について

待機世帯が無くなり予算を毎年丁度で使い切っていれば、予算を減らせる為、本省は滞留世帯をリセットしようとしています。

待機世帯の解消となれば、今後確実に予算は減っていき、防音工事事業全体の問題になっていくと思われます。(いずれ100億を切る可能性もあり。告示の見直しに力を入れていく)

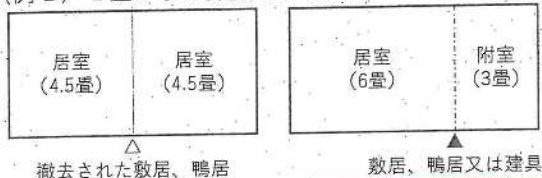
その他

議題3でも話題に上がったが、今後予算はどんどん減少していくと思われます。どうすれば予算維持が出来るか、意見を求め、検討を行う必要があります。

【居室の採択について】

- ア 居室を防音区画とする場合の仕切りは、原則、壁並びに開口部の建具、敷居及び鴨居の有無等により判断する。ただし、防音居室に隣接し、随時開放することができるもので仕切られた3畳程度の附室等がある場合は1居室として採択できるものとする。
- イ 附室は、原則、4.5畳未満(7.45㎡以下)の室で、主室と一体的に使用し、生活動線上主室を経由しないと出入りできない室とする。
- ウ DK及びLDKの取り扱いについては、原則、4.5畳以上で、食堂としての形態(食卓、椅子等が置かれ、当該室で食事等をとっていること)が認められる場合は居室(LDK)として採択する。他方、4.5畳未満の室(DK)については、附室として防音区画に取り組むことが可能であれば、附室として取り扱うものとする。
- エ 広縁は、原則、附室と同様に扱うものとする。ただし、外郭防音工事において、ユーティリティ部分(廊下等)と間仕切り等がなく、一体となった広縁については、ユーティリティ部分として扱うものとする。
- オ 防音工事未実施の居室において、従来2室であった居室が1室として使用されている(建具、敷居、鴨居等が撤去されている)場合は、1室扱いとする。ただし、間仕切り部分の敷居、鴨居等が残っており、容易に建具で仕切れる状態である場合は2室扱いとし、片方の居室のみに防音工事を実施する場合は、建具等を設置できるものとする。

〈例1〉1室として採択できる場合



〈例2〉1室として採択できない場合



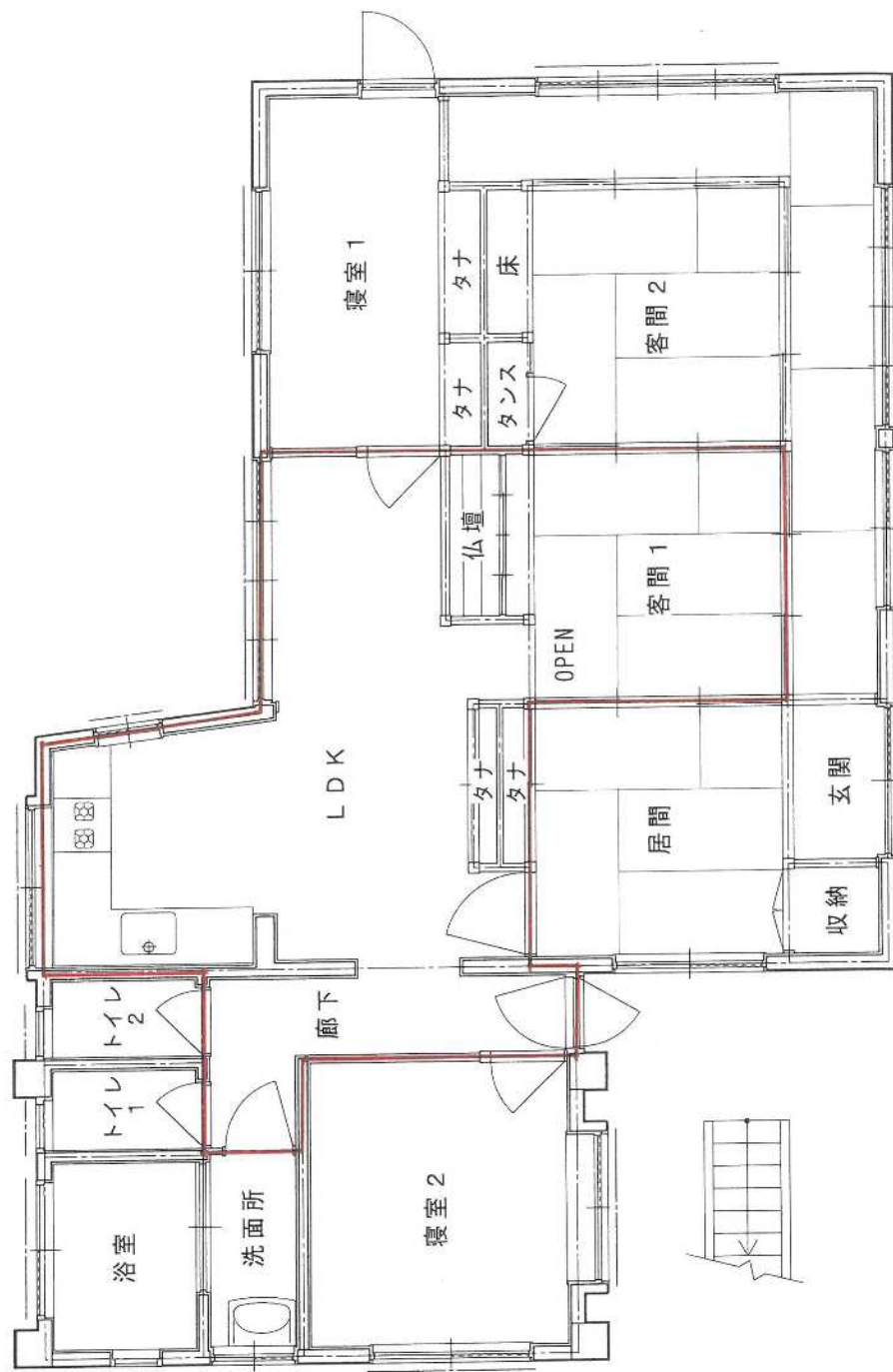
- カ 敷居、鴨居等の仕切りがない(下がり壁、袖壁のみ)防音工事未実施の居室においては、使用形態が異なる場合(LDK、居間等)であっても、1室として扱うものとする。

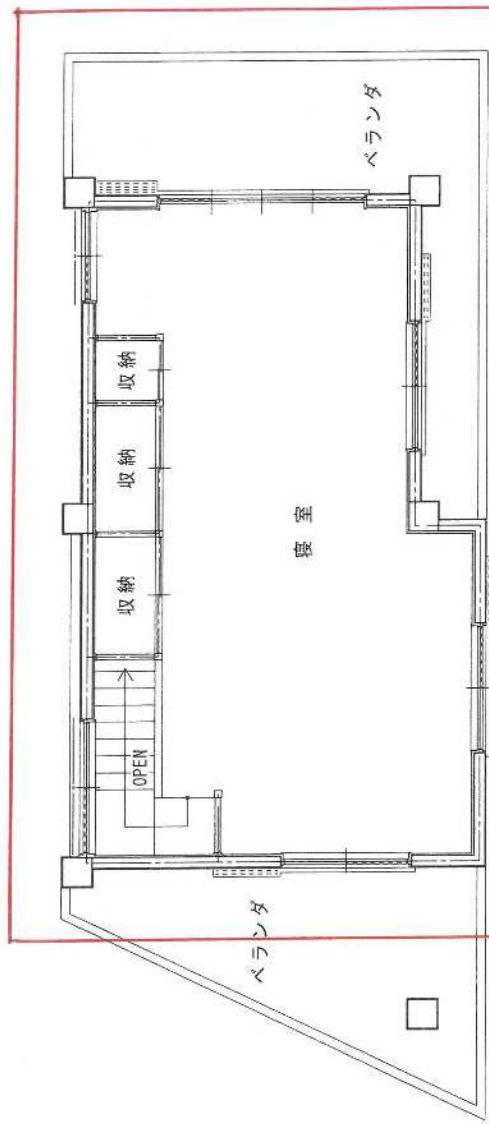
〈例3〉2室として採択できない場合



【同一敷地(住宅)に所在する複数の建物の採択について】

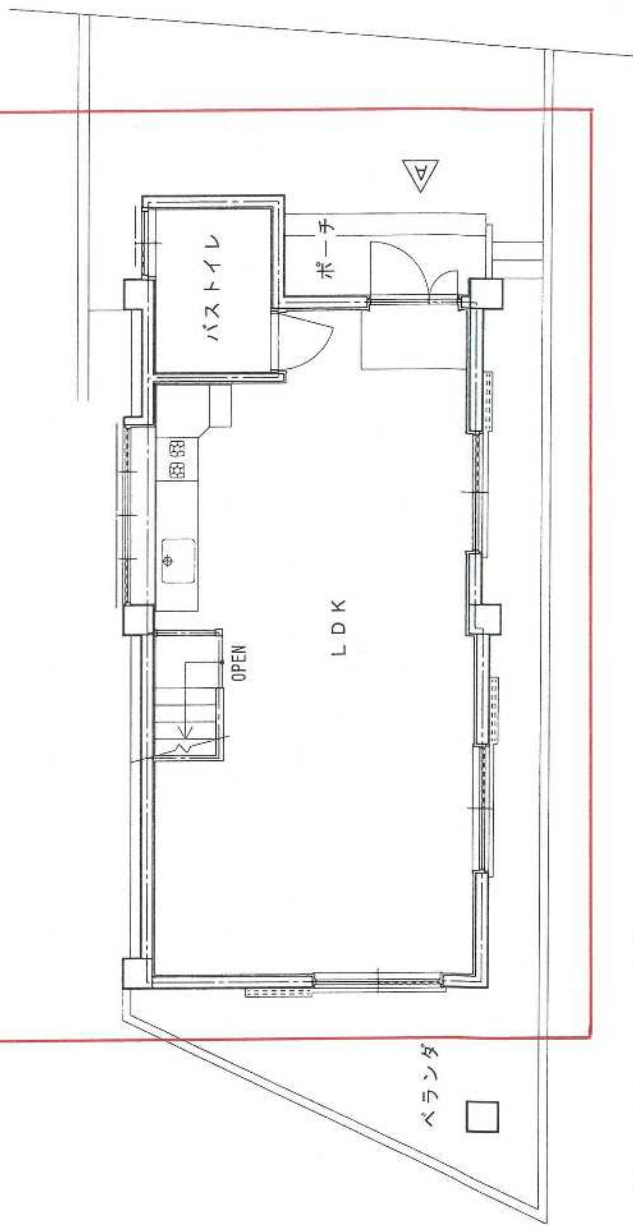
- ア 同一敷地、同一住宅において複数の世帯が居住する場合、告示の際既に複数の世帯が存在することが公的証明書(不動産登記事項証明書(建物)、家屋所在証明書)で確認でき、住民票等が別世帯として登録され、かつ別の生活実態(①居間及び台所がそれぞれの世帯に所在、②玄関、廊下、階段、風呂及びトイレは共用可、③生活動線が独立し、各々の世帯の各居室が一体となって構成)が確認できる場合において複数世帯として採択できる。
- イ 防音機能復旧工事を採択するにあたり、同一敷地(住宅)に離れ、又は複数の玄関等が所在する場合は、過去の防音工事において複数世帯として採択されている可能性があることから、過去の工事実績を所有者(補助事業者)等へ必ず確認するとともに、住民票の登録状況及び現在の使用形態、世帯数の変更時期等を十分に確認し、局担当職員と調整の上、原状の世帯数で採択できるものとする。





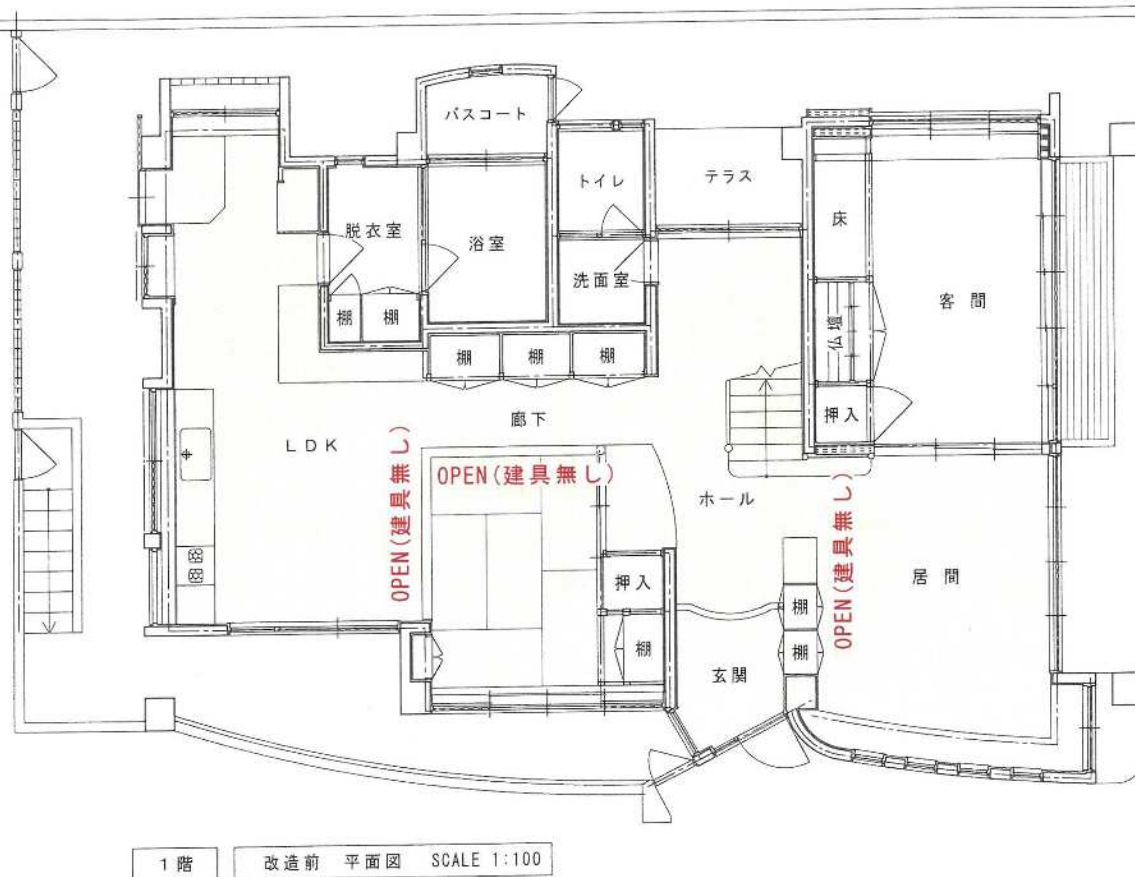
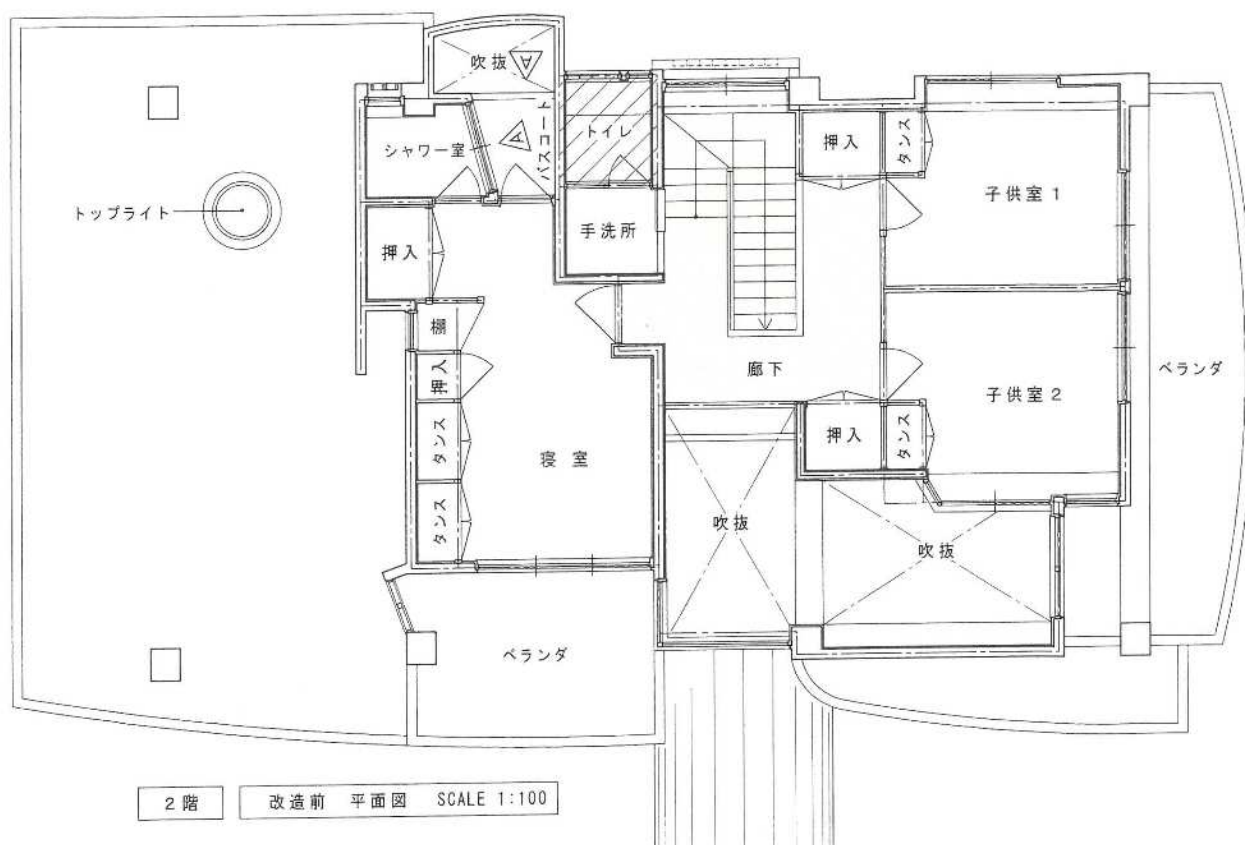
2階

改造前 平面図 SCALE 1:100



1階

改造前 平面図 SCALE 1:100



色塗り部分は、1室採択となりますか。

③ 天井

- ア C B造で屋根が瓦葺、トタン葺の場合は木造系とし、スラブの場合はRC造系の住宅として設計を行う。
- イ 木造系第Ⅰ工法の最上階以外は、原則として既存のままとする。
- ウ 木造系第Ⅰ工法（最上階）において、短辺が0.9m程度までの廊下、押入等においては、吊木を使用せず一重野縁で設計することができる。
- エ 天井点検口は、実状に応じて設けることができる。
- オ 押入の天井を施工する場合、押入内部の天井廻縁は、杉一等材料として塗装は施さない。

④ 床

- ア 原則として既存のままとする。

⑤ 外部開口部（金属製建具）

- ア 標準仕方書の工事仕様書（以下、「工事仕様書」という。）4章1節表4.1.1において、耐風圧等級がS-4と規定されているところ、沖縄県は台風常襲地域であること等から耐風圧等級がS-5以上となることに留意すること。また、高さ13mを超える建築物に金属製建具を取り付ける場合は、建築基準法等に基づく耐風圧計算を行い、同計算書を提出すること。
- イ 上記アの耐風圧計算結果でS-7(4000Pa)を超える場合、標準仕方書に規定する「本仕方書により難しい事項」に該当するため、サッシメーカーにおいて適切な解決策（召し合わせ部分に補強を施す等）を提案させるよう補助事業者との間で調整を図ることとする。
- ウ 原則としてはつり工法で設計すること。なお、同工法により難しい場合は、担当職員と調整の上、工事仕様書4章1節4.1.5(2)に規定する工法（カバー工法）で設計するものとする。
- エ 金属製建具は、既設の開口部に合わせ、図面表示寸法は内法寸法とする。
- オ 額縁寸法は、原則として現況寸法とする。
- カ 防音サッシの製作範囲は、各メーカーの製作範囲とする。なお、現況開口部が大口により、2枚引き違い防音建具の製作範囲を超える場合は、4枚引き違い防音建具で設計する。
- キ 金属製建具のフロートガラス（5mm）から型板ガラス（6mm）への変更は認めるものとする。また、玄関引違腰下及び、ドア袖FIX腰下部分は、網入り型板ガラス（6.8mm）とすることができる。
- ク 既設玄関サッシ等の引き違い欄間サッシ枠一体のアルミ格子がある場合において、格子（アルミ）の新設を行う場合の欄間部分は、はめ殺し（FIX）とする。
- ケ ガラスブロックは原則として従来のままとするが、著しく防音上有害な亀裂、隙間等がある場合には、現況復旧或いは壁又ははめ殺し（FIX）防音サッシとする。
- コ 原則、外部に面する建具は取替とするが、補助事業者の希望等により、既存の建具を残す方式（二重窓）で設計を行う場合は、既存建具の取替工事との比較計算を行った上で、補助事業者に差額自己負担が生じることを説明し、同意を得ておくこと。なお、二重窓の空気層の厚さは110mmを標準とし、建具の色、ガラスの種別等の仕上げは、原状にあわせるものとする。
- サ 外郭防音工事において、ユーティリティ部分の外部開口部に取り付ける金属製建具は、居室までの内部建具の枚数により種類が変わることに留意すること。
- シ 標準仕方書に定める工事仕様書（以下、「工事仕様書」という。）4章6節で規定する玄関用建具は、第Ⅱ工法用金属製建具程度の遮音性しかないことから、外郭防音工事において使用する場合は、玄関部と居室との間に1枚以上の内部建具（1クッション以上）を条件とする。なお、90W以上の区域においては、2クッションを条件とする。また、当該建具を機能復旧する場合は、メーカーによる劣化度診断を要するものとする。

⑥ 内部開口部（木製建具）

- ア 防音区画上の間仕切戸（防音区画となる部分）は、原則として既存のままとする。ただし、当該木製建具がフラッシュ戸と同等の防音性能を見込めない障子等の場合は、フラッシュ戸、ガラス戸等へ交換するものとする。また、防音区画となる居室開口部に既設建具等がない場合は、普通フラッシュ戸等を新設できるものとする。
- イ 外郭防音工事の内部開口部は、原則として既存のままとする。ただし、90W以上の区域（第二種区域）の外郭防音工事で工事仕様書4章6節で規定する玄関用建具を取り付ける場合及び80W以上85W未満の区域でRC造系の外郭防音工事を行う場合において、廊下、階段室、玄関、間仕切りのない洗面所等のユーティリティと居室間の内部木製建具が襖、障子の場合は、フラッシュ戸、戸襖、ガラス戸等に交換する場合があることに留意すること。

2026年度防衛省沖縄関係経費（単位：百万円、％、△はマイナス）

項目	2025年度 予算額	2026年度 概算要求額	対前年度 増減額	対前年度 伸率（％）
1. 基地周辺対策経費	<35,646> 32,685	<39,753> 34,613	<4,107> 1,928	<11.5> 5.9
住宅防音	<13,170> 13,318	<13,054> 13,253	<△116> △65	<△0.9> △0.5
周辺環境整備	<22,477> 19,367	<26,700> 21,359	<4,223> 1,992	<18.8> 10.3
2. 補償経費等	<112,716> 111,124	<114,761> 116,406	<2,045> 5,282	<1.8> 4.8
(1) 施設の借料	108,464	110,504	2,040	1.9
土地等の借料	107,341	108,546	1,204	1.1
その他(道路使用等)	1,122	1,958	836	74.5
(2) 漁業補償	1,192	1,227	35	2.9
(3) その他の補償等	<3,060> 1,468	<3,030> 4,675	<△31> 3,206	<△1.0> 3.2倍
3. 基地従業員関係	53,901	51,610	△2,292	△4.3
4. 提供施設の整備	<5,050> 10,495	<4,081> 8,336	<△969> △2,159	<△19.2> △20.6
合 計	<207,313> 208,205	<210,205> 210,964	<2,891> 2,759	<1.4> 1.3

注1：＜＞内は契約ベース

注2：四捨五入しているもので符号しないことがある